

1 管理濃度の設定及び改正について

(作業環境評価基準別表関係)

厚生労働省では、この度ホルムアルデヒド、ニッケル化合物、砒素及びその化合物の3物質を、作業環境測定の対象としてばく露防止対策を講じるべき物質として新たに管理濃度を設定するとともに、既に測定やばく露防止対策の対象となっている粉じん、トルエン等の11物質についても、管理濃度を低減することとしました。

● 管理濃度の新旧対照表

		管理濃度 (旧)	管理濃度 (新)
①	ホルムアルデヒド (注1)		0.1ppm
②	ニッケル化合物 (注2) (ニッケルカルボニルを除き、粉状の物に限る。)		ニッケルとして 0.1mg/m ³
③	砒素及びその化合物 (注2、3) (アルシン及び砒化ガリウムを除く。)		砒素として 0.003mg/m ³
4	クロロホルム	10ppm	3ppm
5	シクロヘキサノン	25ppm	20ppm
6	テトラヒドロフラン	200ppm	50ppm
7	トリクロロエチレン	25ppm	10ppm
8	トルエン	50ppm	20ppm
9	二硫化炭素	10ppm	1ppm
10	アクリルアミド	0.3mg/m ³	0.1mg/m ³
11	塩素化ビフェニル (別名 PCB)	0.1mg/m ³	0.01mg/m ³
12	臭化メチル	5ppm	1ppm
13	氟化水素	2ppm	0.5ppm
14	粉じん (注4) (土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じん)	$E = \frac{3.0}{0.59Q + 1}$ (単位：mg/m ³) Q 当該粉じんの遊離けい酸含有率 (単位パーセント)	$E = \frac{3.0}{1.19Q + 1}$ (単位：mg/m ³) Q 当該粉じんの遊離けい酸含有率 (単位パーセント)

(注1) ホルムアルデヒドの管理濃度については、平成20年3月1日から適用されています

(注2) ニッケル化合物、砒素及びその化合物は、新たに管理濃度が設定された物質であり、作業環境測定の実施や測定結果の評価が必要となります (特化則第36条、第36条の2)

(注3) 砒素及びその化合物への統合に伴い、三酸化砒素の管理濃度は廃止されます

(注4) 粉じんの管理濃度は、遊離けい酸 (結晶質シリカ) による発がん性等のリスクを抑えることを目的として引き下げられました

(注5) 番号に○をつけた物質は、評価結果の記録を30年間保存しなければなりません (特化則第36条の2)

(注6) 法令により測定が必要な化学物質は、以上のほかに81物質あります